

都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準

26福保高施第583号

平成26年6月11日

適用年月日：平成26年4月1日

項 目	根 拠 法 令 等	基 準	適・否	備 考
敷 地	基準省令 第3条第2項	1 入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保される立地であるか	適・否	
	(建築基準法)	2 建設計画にあたり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合しているか	適・否	
建物構造	基準省令 第10条	1 建築基準法第2条第9項の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか 耐火又は準耐火建築物とすることを要しない場合、その要件が満たされているか	適・否	各居室に面したバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していること。 <措置方法 _____ >
	基準省令 第3条	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮しているか	適・否	
	基準省令 第8条 (消防法)	3 法に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか 避難経路は確保されているか	適・否	
		4 スプリンクラー等が設置されているか	適・否	
		5 他の施設等と併設の場合には、独立した出入口が設けられているか	適・否	

規 模	基準省令 第35条	1 定員は、5名以上20名以下であるか	適・否	
	基準省令 第36条第3項	2 次の設備が設けられているか ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、都市型軽費老人ホームを効果的に運用することができ、入居者へ提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる 一 居室 二 食堂 三 浴室 四 洗面所 五 便所 六 調理室 七 面談室 八 洗濯室又は洗濯場 九 宿直室 十 事務室その他運営上必要な設備	適・否	調理室は配食サービス等の外部サービスを利用する場合は設けなくてよい。ただし、簡単な調理等が行なえる設備を有していること。 面談室は、プライバシーに配慮されていれば、食堂等に間仕切り等で設置しても差し支えない。 宿直室は、事務室等の設備の活用により、業務上支障がない場合は設けなくてよい。
居 室	基準省令 第36条第4項	1 1室1人(個室)であるか	適・否	(m ² ~ m ²) 原則として、居室内に収納設備等を設置すること。
		2 地階に設置されていないか	適・否	
		3 1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、有効面積が7.43平方メートル以上(4.5畳以上)確保されているか	適・否	
		4 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備が設置されているか	適・否	

居間・食堂		1 入所者及び介護従事者が一同に会するのに十分な広さを有しているか 2 食堂としての十分な機能を有しているか	適・否 適・否	(<u> </u> m ²)
浴室 洗面所		1 浴槽及び洗面台が設置されているか 2 入浴介助を必要とする者の使用に適しているか	適・否 適・否	手すり等は設置されているか
便所		1 複数か所に分散して設けられているか	適・否	
調理室	基準省令 第36条第5項	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか 2 食事の提供を委託等により実施する場合は設けないことができる この場合、共用部分に調理設備が設けられているか 火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか	適・否 適・否	
その他	基準省令 第36条第5項	1 一斉に放送できる設備は設置されているか	適・否	

(注)根拠法令等

- ・「基準省令」 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
- ・「基準通知」 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(厚生労働省老健局課長通知)

※ 本審査基準について、補助協議時(若しくは事前協議時)に区市において判定した上で、区市町村意見書等とともに都へ提出するものとする。